

八尾市環境総合計画（改定素案）に対する市民意見提出制度（パブリックコメント）の 実施結果と市の考え方について

「八尾市環境総合計画」を改定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、素案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわない程度で要約しております。

1. 意見募集期間

令和7年1月7日（火）～令和7年2月3日（月）

2. 提出方法別の提出人数及び意見件数

| 提出方法 | 提出人数（人） | 意見件数（件） |
|-------|---------|---------|
| 直接持参 | 1 | 4 |
| 電子メール | 0 | 0 |
| F A X | 0 | 0 |
| 郵便 | 0 | 0 |
| 電子申請 | 1 | 1 |
| 合計 | 2 | 5 |

3. 意見概要と市の考え方

| No | 掲載ページ | 該当箇所 | 意見・提言内容 | 市の考え方 | 素案修正有無 |
|----|-------|--|--|---|--------|
| 1 | P26 | 基本方針Ⅱ〔資源循環〕 資源が循環する豊かなまち 4 資源が循環する仕組みの充実 〈行政の取組〉パートナーシップの構築 | 当初計画で「ごみの減量やリサイクルを促進するため」に、「市民」「事業者」「行政機関」が取り組んだ相互理解と協力体制の事例はどこまで進んだのでしょうか。相互理解や協力体制は、時間がかかるものですが、具体例や連携先を挙げて示さないと、この前半期の事務局・推進母体が試行したことが見えてきません。この記入枠は『具体的な取組』とされており、2021年3月からの取組み例を示すことで、資源再生利用が進められている状況を、それぞれの立場で理解が進むのではないのでしょうか。 | 八尾市環境総合計画では、数値管理指標「回収ボックスを設置している市内小売店舗数」にて、市民、事業者、行政機関での相互理解・協力体制に関する指標を確認し、八尾市環境審議会にて、進行管理を行っております。なお、ごみの減量やリサイクルを促進するための市民、事業者及び行政の相互理解と協力体制の構築については、八尾市環境総合計画の個別計画である「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」に基づき進めてまいります。 | なし |
| 2 | P27 | 基本方針Ⅱ〔資源循環〕 資源が循環する豊かなまち 5 適正なごみ処理の推進 〈行政の取組〉不法投棄の防止 | 適正なごみ処理の推進の項目で、「不法投棄の防止」として、関係機関のパトロール、啓発看板の設置、住民の見守りなどが、当初計画に示されています。その後、4年間の中で、どの地域で不法投棄が多かったのか？防止策として啓発行事をどれだけしたのか、地域で先進的に取り組まれた取り組みはあったのか。モデル的に連絡体制を作った地域はある | 八尾市環境総合計画では、数値管理指標「立入検査回数」にて、適正なごみ処理の推進に関する指標を確認し、八尾市環境審議会にて、本計画の進行管理を行っております。なお、本計画は、環境分野における総合的な計画であるため、具体的な取組については、分野ごとの計画に基づき進めてまいります。 | なし |

| | | | | | |
|---|-----|---|---|---|----|
| | | | のかなどを、中間点検として具体的な事例を示せないでしょうか。前半4年間の積み重ねが示されれば、後半のテーマや目標がわかりやすいのではないのでしょうか。 | | |
| 3 | P31 | 基本方針Ⅳ [自然環境] 生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち | 国において「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）」が2024年4月19日に公布されていると思います。その概要では、「事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進しようとするものです。」と記載されていると思います。今回の八尾市環境総合計画の改定の中で、この法律に関連する施策や取り組みは記載されていますでしょうか。また、八尾市はモノづくり等の企業も多くあり、高安山の自然環境を保護していく中で、これら地域の企業と連携して里山保全を取り組んでいかなければ、市民だけでは持続的な高安山等の事前環境の保全・維持は難しいと考えます。この国の法律に基づき、八尾市も率先して企業に訴えていくべきではないでし | 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）に関連する施策について、基本方針4 [自然環境]「生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち」の個別施策・具体的な取組に記載しております。今後の計画を進めていくにあたり、いただきましたご意見を参考にしていまいります。 | なし |

| | | | | | |
|---|-----|--|---|--|----|
| | | | ようか。 | | |
| 4 | P33 | 基本方針Ⅳ〔自然環境〕 生物多様性の保全と活用を進め、身近な自然と共生するまち 9 自然とふれあえる場の創出 〈行政の取組〉里山の保全 | この里山の保全の取組みでは、今回の改定で『八尾市森林整備実施計画に基づき、森林を保全します』と新たに実施計画が加わりました。しかし、その内容、範囲、対象、実施主体などが示されていない為、内容が把握できません。次の里山の活用でも、森林整備計画という表現が出てきます。新たに付け加えられる計画については、タイトルだけでなく、骨子・主体計画・実施機関などを注記する必要があります。ご検討ください。 | 八尾市森林整備実施計画は、令和6年3月に策定された八尾市の森林をどのように整備するのか具体的な行動を計画したものです。個別の計画については、計画を推進する中で、周知に努めてまいります。 | なし |
| 5 | P38 | 基本方針Ⅴ〔都市環境〕 快適で個性豊かな住みよいまち 11 快適な都市環境の確保 〈行政の取組〉自転車の利用しやすいまちづくり | 2021年の当初と比較して、環境面で大きく低下しているものに、自転車走行マナーの低下を上げる必要はないのでしょうか。市内の道路で自転車走行する時に、右側走行をしている自転車に出会うことが増えてきました。「利用しやすいまち」の前に、交通ルールを自転車走行者がしっかり守ることに戻る必要があるのではないのでしょうか。事故やトラブルの状況を把握していませんが、「快適な走行環境は後退している…」と私は実感しています。 | 本市では、自転車に関連する交通事故の割合が高い値を示しているため、自転車マナーの向上を図るべく、交通安全イベントや交通安全教室を実施しております。今後も継続的に取り組んでまいります。 | なし |